

国 総 研 達 第 7 号  
平成 14 年 8 月 12 日  
改正 国 総 研 達 第 10 号  
平成 15 年 4 月 1 日  
改正 国 総 研 達 第 7 号  
平成 17 年 10 月 1 日  
改正 国 総 研 達 第 18 号  
平成 18 年 9 月 1 日  
改正 国 総 研 達 第 6 号  
平成 19 年 11 月 30 日  
改正 国 総 研 達 第 6 号  
平成 22 年 6 月 14 日  
改正 国 総 研 達 第 1 号  
令 和 元 年 7 月 8 日

## 国土技術政策総合研究所入札監視委員会規則

### (趣旨)

第1条 本規則は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律127号）の趣旨を踏まえ、入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、事務局その他の委員会の設置等について必要な事項を定めるものである。

### (委員会の事務)

第2条 委員会は、国土技術政策総合研究所長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 國土技術政策総合研究所が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 國土技術政策総合研究所が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等のうち委員会が抽出したものに関し、一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約方式の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 三 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
  - イ 入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものに係るもの）を除く。）
  - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起

四 その他国土技術政策総合研究所長が審議を要すると認める事項についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、国土技術政策総合研究所長が委嘱する

- 2 委員会は、委員4人で組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第5条に掲げる委員会において、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 第2条第1号及び第2号の事務に係る委員会（以下「定例会議」という。）は、委員長が招集し、原則として年に1回以上、開催する。

- 2 第2条第3号の事務に係る委員会（以下「再苦情処理会議」という。）は、委員長が招集し、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 3 第2条第4号の事務に係る委員会は、委員長が招集し、必要に応じ開催する。
- 4 前3項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

- 2 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第7条 抽出は、第13条に基づく別記様式に定める入札・契約方式別発注工事一覧表等の中から、入札・契約方式別に、無作為の方法によって行う。

(意見の具申又は勧告)

第8条 委員会は、第2条第1号、第2号又は第4号の事務に関し、報告の内容又は

審議した対象工事等に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、国土技術政策総合研究所長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行うものとする。

#### (再苦情処理)

第9条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申立があったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を国土技術政策総合研究所長に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再苦情の申立があった日から概ね50日以内に行わなければならない。

#### (委員の除斥)

第10条 委員は、第2条第2号、第3号又は第4号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関する議事に加わることができない。

#### (秘密を守る義務)

第11条 委員は第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

#### (委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、調査官、契約財産管理官、施設課長及び管理課長が処理する。

#### (報告の様式)

第13条 定例会議における報告及び再苦情の申立書の様式は、別記様式に定めるところによる。

#### 附則

本規則は、平成14年9月1日から施行する。

#### 附則

本規則は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附則

本規則は、平成17年10月1日から施行する。

#### 附則

本規則は、平成18年4月1日から適用する。

#### 附則

本規則は、平成19年11月30日から施行する。

#### 附則

本規則は、平成22年 4月 1日から適用する。

附則

本規則は、令和元年 7月 8日から適用する。

